令和4年3月25日 告示第73号

(趣旨)

第1条 地域産材の需要喚起と利用を促進するため、地域産材を使用し、かごしま緑の工務店により曽於市内に建築された住宅の建築主(以下「建築主」という。)に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると おりとする。
 - (1) 地域産材 県内の森林から伐採された素材 (原木) を県内の製材工場等で加工されたことが証明された製品をいう。
 - (2) かごしま緑の工務店 かごしま材を積極的に使って家づくりに取り組む大工, 工務店で県が別に定める「かごしま緑の工務店」登録要領に基づき登録された 者をいう。

(交付対象経費,補助金の額等)

- 第3条 補助金の交付対象者,交付対象経費,補助金の額及び交付対象要件は,別表に掲げるとおりとする。
- 第4条 交付対象者は、かごしま緑の工務店に補助金の交付申請、請求並びに受領 に関する業務及び権限を委任することができる。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、曽於市地域産材利用促進事業補助金 交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて 市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書(様式第2号)
 - (2) 収支精算書(様式第3号)
 - (3) 木材使用実績計算書(様式第4号)
 - (4) 合法木材認定事業者が発行する県産材出荷証明書の写し(原木)
 - (5) 合法木材認定事業者が発行するかごしま材出荷証明書の写し(製材品)
 - (6) 納税証明書
 - (7) 棟上げ時及び完成時の現地写真(様式第5号)
 - (8) 登記事項証明書(建物)
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出期限は、登記完了日から起算して1年間とする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査、調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、その旨を曽於市地域産材利用促進事業補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第7条 補助金の支払い方法は、精算払いとする。
- 2 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、 曽於市地域産材利用促進補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなけれ ばならない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付申請に関する書類について、交付の 決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならい。 (補助金の返還)
- 第8条 申請書及び関係書類に虚偽の記載があったとき、この告示の趣旨以外の事業経費に使用したとき、又はこの告示の規定に違反したときは、市長は交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第(第3条関係)

交付対象者	交付対象経費	補助金の額	交付対象要件
建築主	地域産材を使用	一戸当たり上限	(1) 令和4年4月1日以降
	した木造住宅	30万円以内とす	にかごしま緑の工務店によ
		る。	り建築され、地域産材を10
			m [®] 以上使用していること。
			(2) 市税等の滞納がないこ
			と。